

南砺市男女共同参画推進審議会次第

日 時 平成28年8月26日（金）午後7時～

場 所 南砺市協働のまちづくり支援センター横 大会議室

1. 開 会

2. 委嘱書交付

3. 南砺市男女共同参画推進審議会について

4. 会長挨拶

5. 付議事項

(1) 市民意識調査結果の報告 …………… 資料. 1

(2) 計画策定スケジュール（案） …… 資料. 2

(3) 1次プランの施策評価 …………… 資料. 3

参考資料. 国、富山県の計画

6. 意見交換

(1) 1次プランの施策評価について

(2) 2次プランで取り組むべき施策について

7. その他

8. 閉会

■南砺市男女共同参画推進審議会委員名簿

※ H28/8/26 現在

	委員氏名	性別	推薦団体等
新	1 磯辺 文雄	男	公募委員
	2 大坪 久美子	女	NPO法人 Nプロジェクトひと・みち・まち
	3 沖田 功	男	男女共同参画推進員南砺市連絡会
	4 齊藤 愛生	女	公募委員
	5 齊藤 秀毅	男	南砺市社会福祉協議会
	6 澤田 和代	女	南砺市さわやかネットワーク
新	7 高瀬 英明	男	南砺市公民館連合会
	8 武田 和一	男	南砺市社会教育委員会
	9 中島 幸子	女	南砺市母子保健推進員連絡協議会
	10 中筋 愛子	女	南砺市連合婦人会
副会長	11 根岸 誠	男	コマツNTC(株)
	12 松井 春美	女	公募委員
	13 森田 利一	男	公募委員
会長	14 山本 均	男	南砺市PTA連絡協議会
	15 米倉 まり子	女	南砺市主任児童委員
	16 渡辺 敏孝	男	砺波人権擁護委員協議会南砺地区委員会

(五十音順)

南砺市男女共同参画推進審議会について

○審議会の役割

「南砺市男女共同参画推進条例」において、男女共同参画推進のための総合的かつ具体的な施策をとりまとめ、南砺市男女共同参画推進プランを策定するものと定めています。そして、推進プランの策定に当たり、南砺市男女共同参画審議会に諮問（意見を求めること）することとなっております、審議会は、推進プラン案の策定及び推進プランの見直しに関する事項について審議することとなっております。また、この他に男女共同参画の推進に関することを議論していただく会であります。

※「南砺市男女共同参画推進条例」参照

○審議会の開催状況

	南砺市男女共同参画推進プラン		男女共同参画推進審議会		
	期間：2007（H19）年度～2016（H28）年度		委嘱期間	審議内容	開催数
2006 H18年度			H18.7/10～ H20.3/31	・プラン策定のため	5回
2007 H19年度	プラン策定				
2008 H20年度	↓				
2009 H21年度	↓				
2010 H22年度	↓				
2011 H23年度	↓	☆庁舎内アンケート	H24.1/11～ H26.1/10	・プラン見直しについて	8回
2012 H24年度	プラン見直し			・プラン進捗状況について	1回
2013 H25年度	↓				
2014 H26年度	↓		H27.1/20～ H29.1/19	・プラン進捗状況について	
2015 H27年度	↓	★市民アンケート実施		・2次プラン策定作業	5回
2016 H28年度	プラン策定			・2次プラン策定作業	未定
2017 H29年度	★2次プラン				
2018 H30年度	↓				

南砺市男女共同参画推進条例をここに公布する。

平成18年3月28日

南砺市長 溝口進

南砺市男女共同参画推進条例

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民、事業者等及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって自立した個人としての男女の人権が尊重され、あらゆる分野において平等な男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、もって男女が均等に社会の利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 事業者等 市内において事業又は社会活動を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (3) セクシャル・ハラスメント 相手の意に反した性的な性質の言動により相手の尊厳を傷つけ、又は不利益を与える行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 男女が、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別によって差別されることなく、個人としての人権が尊重され、一人ひとりが平等に個性と能力を十分に発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、対等な立場で、子どもの教育、家族の介護その他家庭における活動及び職業生活における活動その他の社会における活動に協力し、責任を分かち合うこと。
- (3) 男女共同参画推進の妨げとなる制度又は慣習が是正されること。

(4) 男女が、市、事業者等における方針の立案及び決定並びに施策等の実施に、対等な立場で参画できる機会が保障されること。

(5) 男女が、生涯を通じて健康な生活を営むことのできる環境が整えられ、女性の性と妊娠、出産等に関する自己決定権が尊重されること。

(6) 国際社会における男女平等の取組みと連携し、地域における国際化の進展に寄与するため、居住外国人の文化を理解し、その人権を尊重すること。

(公衆に向けて情報を発信する場合の責務)

第4条 何人も公衆に表示する情報については、固定的な性別による役割分担意識、女性に対する差別及び暴力を連想させ、又は助長させる表現若しくは過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念に基づき、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

3 市は、市の男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見を尊重するものとする。

4 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者等及び教育関係者と相互に連携し協力するものとする。

5 市は、各種審議会等の男女の構成員の数の均衡に努めるものとする。

6 市は、毎年、男女共同参画の推進状況について、市民への公表に努めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、家庭、地域、学校、職場その他社会のあらゆる分野において、基本理念に基づき、積極的かつ主体的に男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に積極的に協力するものとする。

(事業者等の責務)

第7条 事業者等は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者等は、市が実施する男女共同参画推進施策に積極的に協力するものとする。

(教育関係者の責務)

第8条 家庭教育、社会教育、職場教育、学校教育その他あらゆる分野の教育に携わる者は、基本理念に配慮するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、家庭、地域、学校、職場その他社会のあらゆる分野において、性別による差別的扱い、セクシャル・ハラスメント、男女間における暴力的行為その他の行為により人権侵害を行ってはならない。

2 何人も、前項の規定に反する行為を知り得た者は、市及び関係機関にその事実を通報しなければならない。

3 市は、第1項の規定に反する行為の予防及び防止並びに被害者の救済のために適切な措置を講じなければならない。

(男女共同参画推進プランの策定)

第10条 市長は、男女共同参画推進のための総合的かつ具体的な施策をとりまとめ、南砺市男女共同参画推進プラン（以下「推進プラン」という。）を策定するものとする。

2 市長は、推進プランの策定に当たって、南砺市男女共同参画審議会にこれを諮問するとともに、広く市民から意見を聴かななければならない。

3 市長は、推進プランを策定したときは、これを議会に報告するとともに市民、事業者等に周知するものとする。

4 前2項の規定は、推進プランの見直しについて準用する。

(市民等の理解を深める措置)

第11条 市は、男女共同参画の推進について市民及び事業者等の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて広報及び啓発活動を行うとともに、学校及び社会において男女共同参画を推進するための学習を行うものとする。

(男女共同参画推進員)

第12条 市は、市民と協力して男女共同参画を推進するため、南砺市男女共同参画推進員を置くものとする。

(相談の対応)

第13条 市は、性別に基づく人権の侵害等に関する市民の相談に誠実に対応し、関係機関と連携を図り、適切な処理に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者等から市の男女共同参画推進施策についての苦情又は相談があった場合は、適切な処理に努めるものとする。

(調査研究)

第14条 市は、男女平等社会の形成を推進するための施策の策定及び実施に関し、必要な調査研究を行うものとする。

(自主的活動への支援)

第15条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画を推進するために行う自主的な活動及び事業に対して支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進審議会の設置)

第16条 市長は、男女共同参画の推進に関する重要事項を審議するため、南砺市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の職責)

第17条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

(1) 推進プラン案の策定及び推進プランの見直しに関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

2 審議会は、推進プランの実施状況について、市長に報告を求めることができる。

3 審議会は、第1項に規定する事項について、市長に意見を述べるすることができる。

(組織等)

第18条 審議会は、委員16人以内で組織する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4を下回ってはならない。

2 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第19条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(井波町男女共同参画推進条例の廃止)

2 井波町男女共同参画推進条例(平成16年井波町条例第2号)は、廃止する。